経済団体・業界団体等の長 殿

内閣官房内閣審議官 文部科学省高等教育局長 厚生労働省人材開発統括官 経済産業省経済産業政策局長

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた 2020 年度卒業・修了予定者等の 就職・採用活動及び 2019 年度卒業・修了予定等の内定者への 特段の配慮に関する要請について

2020年度卒業・修了予定者等を対象とした就職・採用活動については、本年3月1日から企業の広報活動が開始されており、6月1日には採用選考活動の開始が予定されております。

しかしながら、現在、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、政府においては、イベントの開催の必要性について主催者等に検討をお願いし、またそれを踏まえて、全国規模のイベントについては中止、延期、規模縮小等の対応を要請したところです。

こうした状況などを踏まえ、多数の学生が集まるような企業説明会については、中 止、延期又は規模縮小等の対応が行われています。このため、学生に不安が生じてい ることや、学生が企業を十分に理解する機会が失われ企業に対する理解が進まず、雇 用のミスマッチが生じる可能性があることなど、今後の就職・採用活動等への影響が 懸念されます。

以上の状況に鑑み、引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に取り組んでいただくとともに、学生が十分な企業情報を得て、それを咀嚼できる時間を確保できるよう、採用活動を最大限柔軟に行うことにより、学生が安心して就職活動に取り組める環境を整えていただく必要があります。

また、2019 年度卒業・修了予定等の既に内定を得ている学生が、今般の影響を受けて、内定先の企業に入社できるか不安を抱いていると思われるため、その不安を解消していただく必要もあります。

貴団体におかれましては、加盟各企業等で採用活動や新卒の内定者の取扱いに特段の配慮がなされるよう、別紙の要請を速やかに周知徹底いただきたく、御理解と御協力のほどお願い申し上げます。

# 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた 2020 年度卒業・修了予定者等の 就職・採用活動及び 2019 年度卒業・修了予定等の内定者への特段の配慮に関する 要請事項

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、2020年度(2021年3月)に卒業・修了予定の学生を対象とした就職・採用活動について、政府として就職・採用活動を行う主体に特段の配慮を要請する事項は、以下のとおりです。

また、2019年度卒業・修了予定等の内定者の取扱いについても、特段の配慮をお願いいたします。

# く要請事項>

- Ⅰ. 2020 年度卒業・修了予定者等について
  - 1. 企業説明会について

(必要性の検討)

① 現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、<u>新型コロナウイルス</u> <u>感染症の拡大防止の観点から</u>、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、<u>開</u> 催の必要性を改めて検討すること。

# (開催の場合)

- ② 出席者へのマスクの着用や手洗いの推奨、アルコール消毒薬の設置、こまめな換気の実施など感染の拡大防止に十分配慮すること。
- ③ <u>学生が出席できなかった</u>ことをもって、その後の<u>採用選考に影響を与える</u> ことがない旨を積極的に情報発信すること。

#### (中止・延期の場合)

- ④ 学生の交通、宿泊等への影響に鑑み、可能な限り<u>速やかに中止・延期の連</u> 絡を行うこと。
- ⑤ インターネットをはじめ<u>多様な通信手段を活用した代替的な企業説明会</u>を積極的に実施すること。
- 2. エントリーシートについて

学生が企業を理解する十分な機会を確保するため、<u>エントリーシートの提出期限の延長を積極的に検討</u>するとともに、こうした対応を実施する場合には、<u>積極的に情報発信する</u>こと。

#### 3. 採用選者活動について

- ① 学生が企業を理解する十分な機会を確保し、雇用のミスマッチを防止する ため、令和2年6月1日以降の開始を遵守すること。
- ② 採用選考日程を後倒しにするなど<u>柔軟な日程の設定や秋採用・通年採用などによる一層の募集機会の提供</u>を行うとともに、その旨を<u>積極的に情報発信</u>すること。
- ③ 学生の意向にも配慮しつつ、インターネットをはじめ<u>多様な通信手段を活用した面接や試験</u>を実施するとともに、その旨を<u>積極的に情報発信</u>すること。

# Ⅱ. 2019 年度卒業・修了予定等の内定者について

- ① <u>採用内定の取消しを防止</u>するため、最大限の経営努力を行う等<u>あらゆる手段</u> を講じること。
- ② <u>やむを得ない事情により採用内定の取消し又は採用・入職時期の延期を行う</u> 場合には、<u>対象者の就職先の確保について最大限の努力を行う</u>とともに、<u>対</u> 象者からの補償等の要求には誠意を持って対応すること。
  - ※ 内定者の取扱いについては、「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」(平成 27 年厚生労働省告示第 406 号) 第二の一(二)において、採用内定・労働契約締結に当たって遵守すべき事項等を示しておりますので、御確認いただくようお願いいたします。

https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000498459.pdf

- ※ 新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しておりますので、下記ホームページにより最新の情報を 御確認いただき、安全対策に最新の注意を払っていただくようお願いいたします。
  - 首相官邸 新型コロナウイルス感染症対策本部 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\_coronavirus/taisaku\_honbu.html
  - 内閣官房 新型コロナウイルス感染症の対応について https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\_coronavirus.html
  - □ 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\_00001.html

経済団体・業界団体等の長 殿

内閣官房内閣審議官文部科学省高等教育局長厚生労働省人材開発統括官経済産業省経済産業政策局長

2021年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について

我が国の持続的な発展のためには、若者の人材育成が不可欠であり、学生が学業に 専念し、安心して就職活動に取り組める環境をつくることが重要です。

しかしながら、学生の就職・採用活動を取り巻く状況をみると、就職・採用活動の 日程が遵守されていない事例が増加しています。また、採用選考活動等では、学生の 個人情報の不適切な取扱いにより、就職活動に不利に働くようなサービスが提供され、 利用される事案や、就職をしたいという学生の弱みに付け込むような学生に対するセ クシュアルハラスメント行為も発生しています。さらに、就業体験を伴わないプログ ラムが、インターンシップと称して行われたり、そのような情報発信がなされる事態 も生じています。

こうした事態は、学生に混乱をもたらすとともに、学生が学修時間等を確保しながら安心して就職活動に取り組める環境を大きく損なうものです。

このため、政府として「2021年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請事項」を別紙1及び2のとおりとりまとめました。就職・採用活動の円滑な実施及び学生が学業に専念できる環境の確保のためには、足並みをそろえた取組が必要です。

別紙を熟読していただいたうえで、加盟各企業等に対し、本要請が確実に伝わるよう周知徹底をお願い申し上げます。

## (アンケート調査)

別紙の要請事項の周知状況等を把握するため、アンケート調査を別途実施するので、御協力をお願い申し上げます。

# 2021 年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請事項のポイント

2021年度(2022年3月)に卒業・修了予定の学生を対象とした就職・採用活動について、政府として就職・採用活動を行う主体に広く要請する事項のポイントは、以下のとおりです。

# 〈今回の要請事項のポイント〉

- 1. 就職・採用活動日程を以下のとおり、遵守すること。
  - 広報活動開始: 卒業・修了年度に入る直前の 3月1日以降
  - 採用選考活動開始: 卒業・修了年度の6月1日以降
  - 正式な内定日: 卒業・修了年度の 10 月 1 日以降
- 2. 学事日程等に十分配慮すること。
  - 採用選考活動は、土日・祝日、平日の夕方以降の時間 帯などを活用するとともに、学生の健康状態に配慮すること。
  - 遠隔地の学生に対し、<u>多様な通信手段などを活用</u>する こと。
- 3. 日本人海外留学者・外国人留学生などに対し、<u>多様な採用</u> 選考機会を積極的に周知・提供すること。
- 4. 学生の個人情報の取扱い等について、法令を遵守すること。
- 5. <u>セクシュアルハラスメント等の防止</u>を徹底すること。
- 6. <u>就業体験を伴わないプログラムをインターンシップと称して行ったり、情報発信することがない</u>ようにするとともに、 学生の長期休暇の活用など学事日程に十分配慮すること。
- 7. 採用選考に当たり、<u>成績証明等を一層活用</u>し、<u>学修成果や</u> 学業への取組状況を適切に評価すること。
- 8. <u>卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者</u>は、<u>新規卒業・</u> 修了予定者の採用枠への応募を可能とすること。
- ※要請事項の周知状況等を把握するため、経済団体等へアンケート調査を別途実施。

# 2021 年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請事項

就職・採用活動の円滑な実施及び学生が学業に専念できる環境の確保のため、2021年度(2022年3月)に卒業・修了予定の学生¹(以下「新卒学生」という。)を対象とした就職・採用活動について、政府として就職・採用活動を行う主体に広く要請する事項は、以下のとおりです。

## 1. 就職・採用活動の日程

我が国の持続的な発展のためには、若者の人材育成が不可欠であり、学生が学業等に 専念し、安心して就職活動に取り組める環境をつくることが重要です。

しかしながら、近年、通常の学事日程に配慮し定められた広報活動の開始日(卒業・修 了年度に入る直前の3月1日)及び採用選考活動の開始日(卒業・修了年度の6月1日) より前にそれらの活動が行われることで、広報活動及び採用選考活動の時期は早期化す る傾向にあり、それに伴い学生の就職活動期間は長期化する傾向を示しています<sup>2</sup>。

こうした事態は、学生に混乱をもたらすとともに、学生が学修時間等を確保しながら 安心して就職活動に取り組める環境を損なっています。

このため、以下の事項を遵守してください。

#### ① 就職・採用活動の日程

広報活動開始: 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降

採用選考活動開始: 卒業・修了年度の6月1日以降正式な内定日: 卒業・修了年度の10月1日以降

- ② 広報活動の開始期日より前における活動は、不特定多数に向けたもの<sup>3</sup>にとどめ、 学生の個人情報の取得や個人情報を活用した広報活動は行わないこと <sup>4</sup>。
- ③ 広報活動の実施に当たっては、その後の採用選考活動に影響を与えるものではないことを十分に周知 5 すること。

#### 【用語の定義】

○ 広報活動とは、採用を目的として、業界情報、企業情報、新卒求人情報等を学生 に対して広く発信していく活動をいう。その開始期日の起点は、自社の採用サイト

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 日本国内の大学、大学院修士課程、短期大学、高等専門学校の卒業・修了予定者が対象であり、大学院博士課程(後期)に在籍している院生はこの限りではありません。

<sup>2</sup> 内閣府「学生の就職・採用活動開始時期等に関する調査」(2019年11月)

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 例えば、ホームページにおける文字や写真、動画などを活用した情報発信、文書や冊子等の文字情報による PR などです。

<sup>4</sup> 広報活動のスケジュールを事前に公表することは差し支えありません。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 例えば、広報活動を行う際の告知・募集の段階と実施時の段階の双方において、当該活動が広報活動として行われる旨を、ホームページや印刷物への明記、会場での掲示、口頭による説明などの方法によって、学生に周知徹底するなどです。

あるいは就職情報会社の運営するサイトで学生の登録を受け付けるプレエントリー の開始時点とする。

○ 採用選考活動とは、一定の基準に照らして学生を選抜することを目的とした活動をいう。具体的には、選考の意思をもって学生の順位付けまたは選抜を行うもの、あるいは、当該活動に参加しないと選考のための次のステップに進めないものであり、こうした活動のうち、時間と場所を特定して学生を拘束して行う面接や試験などの活動をいう。。

# 2. 学事日程等への配慮

近年、学生の就職活動期間は長期化する傾向を示しており、こうした事態は、学生による学修時間等の確保に影響を与えています。採用選考活動は、広報活動とは異なり、日程や場所等の決定に関して学生に裁量が与えられているものではないため、学生が学修時間等を確保できるよう、学事日程等に十分に配慮する必要があります。

また、学生が在学する大学等の所在地により不利が生じないよう、対応する必要もあります。

このため、以下の事項を遵守してください。

- ① 面接や試験の実施に際して、土日・祝日、平日の夕方以降の時間帯等を活用する するとともに、学生の健康状態に配慮すること<sup>7</sup>。
- ② 学生の授業、ゼミ、実験、試験、教育実習などの時間と重ならないよう、採用選 考活動の日時を設定すること。
- ③ 採用選考活動の対象となる学生に対して、事前に余裕をもって連絡を行うこと。
- ④ 遠隔地の学生に対して、多様な通信手段などを活用すること。
- ⑤ 学生のクールビズ<sup>8</sup>等への配慮を行うとともに、その旨を積極的に学生に対して 周知すること。
- ⑥ 上記①~⑤のほか、学生から個別事情の申し出がある場合、それらに十分配慮しながら採用選考活動を実施すること。

## 3. 日本人海外留学者<sup>9</sup>や外国人留学生などに対する多様な採用選考機会の提供

国際的な人材獲得競争が展開される中で、日本人海外留学者や外国人留学生が、就職活動で不利になるとの認識が生じることがないよう、多様な採用選考の機会を提供することが重要です。

このため、以下の事項を遵守してください。

<sup>6</sup> エントリーシートの提出、ウェブテストやテストセンターの受検などによる事前スクリーニングについては、日程・場所等に関して学生に大幅な裁量が与えられていることから、上記の開始時期を卒業・修了年度の6月1日以降とする採用選考活動とは区別します。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 翌日の学業やレポートの作成等に影響がないように配慮するとともに、働き方改革の観点から、採用担当者の労務管理についてもご留意願います。

<sup>8</sup> 政府としては、2005年からクールビズ(冷房温度の適正化とその温度に適した軽装や取組など)を推進しており、各企業におかれましては、業界の実態等に照らして、ご協力をお願いいたします。

<sup>9</sup> 新卒学生のうち、留学期間が1. の就職・採用活動の日程と重複する者などを指します。

① 日本人海外留学者に対して、一括採用とは別に採用選考機会を設けるなどの取組を、各企業の必要に応じて行うこと。

また、そうした取組を自社の採用ホームページ等で積極的に周知すること。

② 外国人留学生に対して、業種や職種等によって求められる日本語能力が多様であること等も踏まえ、選考時点での一律の日本語能力ではなく、業務で求められる日本語能力や専門性に応じた採用選考を行うなどの取組を、各企業の必要に応じて行うこと。

また、そうした取組については、外国人留学生の多様性に応じた採用選考や採用後の柔軟な人材育成・処遇等について政府として策定したチェックリストやベストプラクティス <sup>10</sup>等を参考に、自社の採用ホームページ等で積極的に周知すること。

③ 2022年3月とは卒業・修了の時期が異なるなど何らかの理由により一括採用の採用選考時期に就職活動を行わなかった学生に対して、通年採用や秋季採用の導入をはじめとした様々な募集機会を設けることについて、積極的に検討すること。

また、そうした機会を提供している場合には、学生に対し、情報発信をすること。

# 4. 公平・公正で透明な採用、個人情報の不適切な取扱いの防止の徹底

学生が安心して就職活動に取り組むためには、公平・公正で透明な採用選考活動を行っていただくことが必要です。しかしながら、学生の個人情報の不適切な取扱いにより、就職活動に不利に働くようなサービスが提供され、利用される事案などが発生しています。

- こうした事態は、学生が安心して就職活動に取り組める環境を損なっています。
- このため、以下の事項を遵守してください。
- 〇 関係法令等 <sup>11</sup>を踏まえ、公平・公正で透明な採用選考活動を行うとともに、学生 の個人情報の取扱い等を適切に行うこと。

# 5. セクシュアルハラスメント等の防止の徹底

就職をしたいという学生の弱みに付け込むような、学生に対するセクシュアルハラスメントや、学生の職業選択の自由を妨げる行為が確認されています<sup>12</sup>。

- こうした事態は、学生が安心して就職活動に取り組める環境を損なっています。
- このため、以下の事項を遵守してください。

<sup>10</sup> 外国人留学生の就職や採用後の活躍に向けたプロジェクトチーム(文部科学省、厚生労働省、経済産業省の3省共同事務局)において「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」を策定(令和2年2月)。

<sup>11 「</sup>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(昭和 41 年法律第 132 号)、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(昭和 47 年法律第 113 号)、「青少年の雇用の促進等に関する法律」(昭和 45 年法律第 98 号)、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和 35 年法律第 123 号)、「職業安定法」(昭和 22 年法律第 141 号)、「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針」(平成 11 年労働省告示第 141 号)及び「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)

<sup>12</sup> 内閣府「学生の就職・採用活動開始時期等に関する調査」(2019年11月)

- ① 採用選考活動や 0B・0G 訪問対応時等において、性的な冗談やからかい、身体に接触するなどセクシュアルハラスメント等を行ってはならない旨を社員に対して周知をするほか、学生からの相談に対して適切な対応を行う <sup>13</sup>など、セクシュアルハラスメント等の防止のための対応を徹底すること。
- ② 正式な内定前に他社への就職活動の終了を迫る、誓約書等を要求するといった採用選考における学生の職業選択の自由を妨げる行為を行わないよう徹底すること。

# 6. インターンシップの取扱い 14

インターンシップについては、インターンシップと称することで、広報活動及び採用 選考活動の開始日より前に、実質的にそれらの活動が行われるといった事態が生じてい ます。

また、インターンシップは、学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うものであり、長期の就業体験はミスマッチによる離職の防止につながる効果等が期待されますが、短期間で実施されるプログラムなどの中には、就業体験を伴わないものがインターンシップと称して行われたり、そのような情報発信もなされています。

さらに、インターンシップの実施時期が学生の長期休暇などに限られないため、学事 日程等への影響も生じています。

こうした事態は、学生に混乱をもたらすとともに、学生が学修時間等を確保しながら 安心して就職活動に取り組める環境を損なっています。

このため、以下の事項を遵守してください。

- ① インターンシップの実施に当たり、広報活動や採用選考活動とは異なるものであることを明確にすること。
- ② 就業体験を伴わないプログラムをインターンシップと称したり、情報発信することがないようにすること。
- ③ 学生の長期休暇の活用など 15 学事日程に十分に配慮すること。
- ④ 募集対象を卒業・修了年度に入る直前の学年に在籍する学生に限定しないこと。
- ⑤ 2021 年度卒業・修了予定者を対象に広報活動又は採用選考活動の趣旨を含むインターンシップを実施する場合には、あらかじめ当該活動の趣旨を含むことを明示すること。

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> 「事業主が職場における性的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等 についての指針(平成 18 年厚生労働省告示第 615 号)」(令和 2 年厚生労働省告示第 6 号による改正後(令 和 2 年 6 月 1 日適用))等

<sup>14</sup> このほか、文部科学省・厚生労働省・経済産業省の連名で作成・公表された「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」(平成 27 年 12 月 10 日改定)及びその留意点(平成 29 年 10 月 25 日)についても留意いただくようお願いいたします。

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> 翌日の学業やレポートの作成等に影響がないように配慮するとともに、働き方改革の観点から、採用担当者の労務管理についてもご留意願います。

## 7. 成績証明等の一層の活用

採用選考活動においては、学生の学業に対する取組状況が適切に評価されることが重要です。このため、以下の事項を遵守してください。

○ 採用選考活動に当たっては、大学等における成績証明等を取得して一層活用する こと (例えば、面接時にそれらに基づいた質問を行うなど) 等により、学修成果や 学業への取組状況を適切に評価すること。

# 8. 卒業・修了後3年以内の既卒者の取扱い

意欲や能力を有する若者に応募の機会を広く提供することが重要です。このため、以下の事項を遵守してください。

- ① 若者雇用促進法に基づく指針 <sup>16</sup>も踏まえ、卒業・修了後少なくとも3年以内の既 卒者は、新規卒業・修了予定者の採用枠に応募できるようにすること。
- ② 上記①の既卒者について、通年採用など様々な募集機会を設けることを積極的に検討すること。

また、そうした機会を提供している場合には、情報発信を行うこと。

以上

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> 「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」(平成27年厚生労働省告示第406号)

2021年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について(申合せ)

大学、短期大学及び高等専門学校(以下「大学等」という。)は、グローバル化や情報通信技術の急激な進展により、社会構造が大きく変化している状況の中で、学生にこのような社会に対応し、未来を切り拓いていけるような高い学力と豊かな人間性を身につけさせた上で、社会に送り出す社会的使命を負っている。その責務を果たすためには、正常な学校教育と学生の学修環境を確保することが不可欠である。

その理念の下、国公私立の大学等で構成する就職問題懇談会は、2021年度卒業・修了予定者の就職活動の秩序を維持し、学生の就職機会の均等を期するため、各大学等が取り組む事項について下記のとおり申し合わせる。

この申合せを行うに当たり、各大学等においては、全教職員が協力し、全学的 にこれを実行することを確認する。

なお、就職活動の秩序維持に関して、各大学等が取り組むだけでなく、就職問題 題懇談会として企業等に対し別紙の通り協力要請を行う。

記

1. 各大学等は、就職・採用選考活動に関する本申合せの大きな目的が、学生の 学修時間の確保や留学などの多様な経験を得る機会の確保など、学生の学修環 境の整備であることを再度認識する。その上で、各大学等は、以下の就職・採 用選考活動の日程を遵守するとともに、企業等に対して、その遵守を要請する。

・広報活動開始 : 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降

- ・採用選考活動開始 ": 卒業・修了年度の6月1日以降
- ・正式な内定日 : 卒業・修了年度の10月1日以降

なお、海外留学する学生もいることから、上記日程後長期に亘って積極的に 広報活動及び採用選考活動を実施することを企業等に要請する。また、卒業・ 修了後にも同様の活動を行うことを要請する。

- 2. 各大学等は、就職・採用選考活動に関し、学生に対して、関連情報の周知や 情報提供に努めるとともに、個別の相談や指導等を行い、場合によっては企業 等に具体的な対応を要請するなど、きめ細やかな支援を行う。
- 3. 各大学等は、採用選考において学生の学業への取組状況を適切に評価するよう企業等に要請する。

その際、企業等による当該取組状況の適切な評価に資する情報を、企業等に とって利用しやすい形(eポートフォリオなど)で提供できる大学等にあって は、学生が自らの成果を企業等に対して容易に説明ができるよう、当該情報を 積極的に提供する。

4. 各大学等は、インターンシップの本来の趣旨に鑑み、その教育的効果を高めることに努める。また、就職活動の秩序維持のため、「インターンシップ」と称した会社説明会や採用選考活動と捉えられる行事等を原則として行わないよう、企業等に要請する。

# 具体的取組

- 1. 就職・採用選考活動の円滑な実施
  - (1) 就職・採用選考活動スケジュールに関する留意事項

就職・採用選考活動の日程及びそれに付随して実施される「企業説明会」、「学校推薦」、「正式内定開始日」について、大学等として遵守するよう徹底すること。

① 「企業説明会」の取扱い

卒業・修了前年度3月1日より前は、学内及び学外で企業等が実施する「企業説明会」に対して会場提供や協力を行わないこと。

(なお、「企業説明会」とは「会社説明会」、「学内セミナー」等の名称に関わらず、採用を目的として事前に採用予定数や選考スケジュールなどの採用情報を広く学生に発信するための説明会を指す。)

この点、キャリア教育と称して、実態が特定の企業の説明とならない よう、特に留意すること。

② 学校推薦の取扱い

|学校推薦は、卒業・修了年度の6月1日以降とすることを徹底するこ ヒ。

③ 正式内定開始日の周知

正式内定日は、卒業・修了年度の10月1日以降である旨を学生に周知徹底すること。正式内定に至るまでの間においては、複数の内々定の状態が継続しないよう、学生を指導するとともに、9月30日以前の内々定は学生を拘束しないものである旨を徹底すること。

#### (2) 学生への周知・情報提供

① 就職・採用選考活動に関して注意すべき点の十分な周知

各大学等は、学生が混乱することのないよう、就職・採用選考活動の時期等について、その趣旨を含めて、学生に対して十分に周知すること。特に、採用選考活動が授業期間と重複するスケジュールであることを踏まえ、学生個々の学業と採用選考関係の日程が重複する場合には、採用選考関係の日程調整に関して企業等に相談することが可能であること、また、企業等に対して、様々な募集機会を設けることについて、積極的に検討するとともに、そうした機会を提供している場合には、情報発信することについて求めているところだが、留学や教育実習等を希望する際は注意が必要であること等を周知・指導すること。

② 就職関連情報の積極的な提供

学生が進路選択する際の検討に資するため、各大学等は特定の企業に偏らない様々な企業に関する情報や、学部・分野別の就職実績等の情報の積極的な提供に努めること。また、海外への留学や外国人留学生の受入れを積極的に進めている大学等は、日本人海外留学者 "や外国人留学生に対し、企業での採用に関する情報提供を積極的に行い、就職活動にお

いて不利にならないよう配慮すること。

## (3) 学修成果等に関する情報の公表等の実施

採用選考において学生の学業への取組状況を評価しようとする企業等に対し、当該取組状況の適切な評価に資する情報を、企業等にとって利用しやすい形(eポートフォリオなど)で提供できる大学等にあっては、学生が自らの成果を企業等に対して容易に説明ができるよう、当該情報を積極的に提供すること。

# (4)相談体制の充実

就職活動中には、企業等からなかなか内々定がもらえないことや、企業等の職員からのセクシュアルハラスメントなど、学生にとって様々な辛い出来事が生じることが過去に起こっているので、そのような場合に適切な対応ができるよう、既存の就職支援窓口の充実や学生支援担当者の意識啓発を進めること。

#### 2. 就職・採用選者活動の公平・公正の確保について

## (1) インターンシップに係る大学の関与と学生への周知

インターンシップとは、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」 (iv) (以下、「三省合意」という)では「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」とされていることから、大学教育の一環として位置付けるとともに、各大学等が積極的に関与すること。各大学等が実施に関わる場合は、「三省合意」及び「「インターンシップの更なる充実に向けて 議論の取りまとめ」等を踏まえた「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」に係る留意点について (v) 」を踏まえ、適切な実施を徹底すること。

学生に対しては、インターンシップは原則として就職・採用選考活動そのものではないということを周知すること。また、インターンシップと称するが、実質的に就業体験が伴わず業務説明の場となっているものについては、インターンシップではない旨を周知すること。加えて、実質的に業務説明の場となっているインターンシップと称するものへの参加を理由に授業等を欠席することは認めないことが望ましいこと。

なお、不適切な取組が行われていることを確認した場合には、各大学等において、今後の学生への指導等に使用すること。

# (2) 企業がインターンシップ等で取得した学生情報の取扱いについて

各大学等は、企業等がインターンシップ等で取得した学生情報について、 広報活動・採用選考活動に使用しないことを要請すること。ただし、2021 年度卒業・修了予定者を対象とし、広報活動・採用選考活動の開始期日以 降に実施されるインターンシップで、あらかじめ広報活動・採用選考活動 の趣旨を含むことが示されている場合は、この限りではない。

#### 3. その他の事項について

(1) 各大学等における職員採用の対応

企業等への就職・採用選考活動のみならず、各大学等における職員採用においても、本「申合せ」を踏まえた対応を行うこと。

#### (2) 「申合せ」の内容の周知

各大学等は、本「申合せ」の内容について、学内の教職員はもとより、 学生への周知徹底を図り、学生に不安と混乱が生じないよう適切に対応す ること。

また、企業等に対しても、本「申合せ」の内容の周知を図ること。各大学等による企業等への直接的な要請は本「申合せ」の趣旨の理解促進に極めて重要であるため、各大学は主体的に上記に取り組み、一層の周知徹底に努めること。

- 「広報活動とは、採用を目的として、業界情報、企業情報、新卒求人情報などを学生に対して広く発信していく活動を指す。その開始期日の起点は、自社の採用サイトあるいは就職情報会社の運営するサイトで学生の登録を受け付けるプレエントリーの開始時点とする。また、会社説明会などのように、選考活動と異なり学生が自主的に参加又は不参加を決定することができるイベントなどの実施に当たっては、その後の選考活動に影響しない旨を明示するとともに、学事日程に十分配慮すること。開始時点より前には、ホームページにおける文字や写真、動画などを活用した情報発信、文書や冊子等の文字情報によるPRなど、不特定多数に向けた情報発信にとどめ、学生の個人情報の取得や個人情報を活用した活動は行わないこと。なお、広報活動のスケジュールを事前に公表することは差し支えない。
- 採用選考活動とは、一定の基準に照らして学生を選抜することを目的とした活動を指す。 具体的には、選考の意思をもって学生の順位付けまたは選抜を行うもの、あるいは、当該 活動に参加しないと選考のための次のステップに進めないものであり、こうした活動のう ち、時間と場所を特定して行う面接や試験などの活動を指す。
- ※ 2021 年度卒業・修了予定者のうち、留学期間が就職・採用選考活動の日程と重複する者な ど。
- <sup>↑</sup> 「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」(平成 27 年 12 月 10 日一部改正 文部科学省、厚生労働省、経済産業省)(抜粋)

インターンシップと称して就職・採用活動開始時期前に就職・採用活動そのものが行われることにより、インターンシップ全体に対する信頼性を失わせるようなことにならないよう、インターンシップに関わる者それぞれが留意することが、今後のインターンシップの推進に当たって重要である。

▼ 「インターンシップの更なる充実に向けて 議論のとりまとめ」等を踏まえた「インター

ンシップの推進に当たっての基本的考え方」に係る留意点について~より教育的効果の高いインターンシップの推進に向けて~(平成29年10月25日 文部科学省、厚生労働省、経済産業省)(抜粋)

1. 就業体験を伴わないプログラムをインターンシップと称して行うことは適切ではない インターンシップについては、就業体験を伴うことが必要です。一方で、いわゆるワ ンデーインターンシップなど短期間で実施されるプログラムの中には、就業体験を伴わ ず、企業等の業務説明の場となっているものが存在することが懸念されます。

インターンシップの信頼性の確保や教育効果の向上のため、こうしたプログラムをインターンシップと称して行うことがないようご留意ください。また、就業体験を伴わないプログラムについては、インターンシップと称さず、実態に合った別の名称(例:セミナー、企業見学会)を用いてくださいますようよろしくお願いいたします。

2. より教育効果の高いインターンシップの推進を図る (略)

インターンシップを正規の教育課程に位置付ける場合には、「基本的考え方」に則りつつ、インターンシップの実施期間については、より教育効果を高める観点から、5日間以上の実習期間を担保することが望まれます。

地域の事情や企業規模等により、連続した5日間の実習が困難な場合は、事前・事後 学習との組み合わせや、5日間で複数の企業において実習を行う等の形態も可能である と考えられますが、教育プログラムとして単位認定を行うものであれば、可能な限り連 続した5日間とするなど、一定期間のまとまりにより職業生活を体験することが有益で あると考えられます。

#### (別紙)

2021年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について(企業等への要請事項)

就職問題懇談会は、学生が大学等において学問をしっかりと修めることが、社会や企業にとっても有意義であると考える。このため、学生が安心して学業に専念できるよう、学修環境の確保を前提とした採用選考活動を実施いただきたく、以下の点を要請する。

#### (1) 就職・採用選考活動開始時期の遵守

以下の就職・採用選考活動日程を遵守すること。

・広報活動開始 : 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降

・採用選考活動開始 ። 卒業・修了年度の6月1日以降

・正式な内定日 : 卒業・修了年度の10月1日以降

また、採用選考活動開始前の早期の段階で採用の内々定を出すことも学生の学修環境に強い影響を及ぼすこととなるので、実施しないこと。

なお、海外留学する学生もいることから、上記日程後長期に亘って積極的に広報活動及び採用選考活動を実施すること。また、卒業・修了後にも同様の活動を行うこと。

#### (2) 学生の学業への配慮

企業等が学期期間中に採用選考活動を実施する場合には、当該活動が学業の妨げとならないよう、以下の点に配慮すること。

- ①授業、試験、留学、教育実習等と採用選考活動が重複する場合は、学生からの求めに応じ、個別的な採用選考日時の変更など必要な対応を明示的に行うこと。また、土日祝日や平日の夕方の活用も取り入れるなど、学生の学修環境を損なうことのないよう極力柔軟に対応すること。
- ②大学等の所在地や学生の居住地が遠方である場合などには、多様な通信 手段を活用して採用選考活動を行うなど、採用選考において不利となら ないよう配慮すること。

## (3) 多様な選考機会の提供

国際的な人材獲得競争が展開される中で、日本人海外留学者や外国人留学生が、就職活動で不利になるとの認識が生じないよう、日本人海外留学者や外国人留学生のみを対象とする採用選考等の取組を各企業の必要に応じて行い、取組を行っている企業は、様々な募集の機会について周知すること。

(4) 雇用の機会均等、職業の選択の自由を妨げる行為等の抑制、公平・公正 な採用の徹底

労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、同法指針の趣旨及び障害者雇用促進法等に則って採用選考活動を行うこと。特に、総合職採用に

おける女子学生や、障害のある学生への配慮、あるいは学生が持つ多様性の尊重など、適切に対応すること。

また、必要な人材確保に熱心になるあまり、

- ①正式内定開始日前に内定承諾書、誓約書をはじめとした内定受諾の意思確認書類の提出要求、
- ②6月1日以降の採用選考時期に学生を長時間拘束するような選考会や 行事等の実施、
- ③自社の内々定と引き替えに、他社への就職活動を取りやめるよう強要 すること、

など、学生の職業の選択の自由を妨げる行為や、学生の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為は厳に慎むこと。

加えて、採用選考活動に携わる人事担当者等が、就職をしたいという 学生の弱みに付け込んで、性的な言動等により、学生に不快な思いを与 えたり、人権を侵害するような行為を行うことがないよう、当該人事担 当者等の適切な労務管理を行うこと。

また、採用選考活動等で差別的な取り扱いが行われないよう、学生に対して、就職差別につながる恐れのある項目を含む「会社指定書類」 《エントリーシート等を含む》、「戸籍謄(抄)本」、「住民票」等の 提出を求めないこと。

面接においても同様に就職差別につながる恐れのある内容の質問等を しないこと。

さらに、就職活動において書類を徴収するに際しては、学生の個人情報の取扱い等に留意し、第三者に提供すること等を想定しているならば、その使途を明確に周知し、学生が同意したくない場合には拒否できるような仕組みを設けるとともに、予め示された必要書類以外のものを選考の最終段階や内々定後に求めることがないように、必要書類を含む採用選考情報を予め明示すること。

#### (5) インターンシップの適切な実施

インターンシップとは、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」(以下、「三省合意」という)では「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」とされており、その実施にあたっては、「三省合意」<sup>™</sup>及び「「インターンシップの更なる充実に向けて 議論の取りまとめ」等を踏まえた「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」に係る留意点について」<sup>™</sup>を踏まえ、適切に実施すること。

実施に当たり、特に以下の点について留意すること。

①広報活動や採用選考活動とは異なるものであることを明示すること。 また、広報活動開始前に「インターンシップ」と称した会社説明会や 実質的な採用選考活動とも捉えられるような行事等は厳に慎むこと。 特に、実質的に就業体験を伴わないプログラムをインターンシップと 称したり、情報発信することがないようにすること。なお、当然、そ れらのプログラムの目的が広報活動であれば3月以降に、採用選考活動であれば6月以降に行うこと。

- ②インターンシップの教育的効果を高めるため、大学等との連携の下、 可能な限り長期間(正規の教育課程としてのインターンシップであれば5日間以上)のインターンシップを実施すること。
- ③学生の学業を妨げることがないようインターンシップの実施時期に十分配慮し、原則として長期休暇の活用など学事日程に十分配慮して実施すること。ただし、大学の正規の教育課程としてのインターンシップはこの限りではない。
- ④インターンシップ等で取得した学生の個人情報は、広報活動・採用選考活動に使用しないこと。ただし、2021年度卒業・修了予定者を対象とし、広報活動・採用選考活動の開始期日以降に実施されるインターンシップで、あらかじめ広報活動・採用選考活動の趣旨を含むことが示されている場合には、この限りではない。

なお、不適切な取組が行われていることを確認した場合には、各大学等において、今後の学生への指導等に使用することとしたい。

#### (6) 採用選考活動における評価

採用選考において、学生の学業に対する取組状況が適切に評価されることが重要であるため、卒業・修了前年度までの学業成果を表す書類(例えば成績証明書や履修履歴等)を選考の早期の段階で取得し、採用面接等において積極的に活用することにより、学生の学修成果や学業への取組状況を適切に評価すること。

#### (7) 学生の健康状態への配慮

採用選考活動の実施時期が梅雨や夏季に当たるため、学生のクールビズ 等への配慮を明示すること。

#### (8) 卒業・修了後3年以内の既卒者の取扱いについて

個々の学生の置かれた状況は様々であるため、意欲や能力を有する若者に応募の機会を広く提供する観点から、若者雇用促進法に基づく指針の趣旨を踏まえつつ、自社の実情や採用方針に則って、大学等の卒業・修了者が、卒業・修了後少なくとも3年間は新規卒業・修了予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定するなど、適切な対応に努めること。